

令和6年5月にリオ・グランデ・ド・スール州において発生した集中豪雨災害により被災された方へ

大規模災害として認定されたリオ・グランデ・ド・スール州内の被災地域にお住まいの方は、パスポートの発給手数料が免除される場合があります。

詳しくは、在ポルトアレグレ領事事務所までお問い合わせください。

パスポート申請時にお申し出ください(オンライン申請による申請はできません)

・対象者(下記(1)～(2)をともに満たすこと)

(1)全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方

(2)災害発生当時、被災地に居住していた方

・減免割合:全額免除

・減免期間:原則として令和6年6月12日から1年間

・申請に必要な書類

(1)罹災証明又はそれに類する被害を受けたことが分かる書類

全壊、半壊、床上浸水の被災事実を証明する公的機関が発行した証明書の提出が必要。

当該国の事情により上記の書類の入手が困難である場合は、全壊、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害に遭った事を疎明する写真等を求める。

(2)災害発生時の居住地を証明する書類

災害発生時に居住していたことが確認できる書類の提出が必要。

(3)その他、発給申請書等、通常の申請と同様の申請書

！！オンライン申請による申請はできません！！

・申請窓口

災害認定地域の居住事実を資料で確認できる場合には、第三国でも受付は可能ですが、念のため事前に在ポルトアレグレ領事事務所までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

在ポルトアレグレ領事事務所

住所: Av. Joao Obino, 467, Petropolis, Porto Alegre - RS

電話: (51) 3334-1299

メール: cjpoa@c1.mofa.go.jp